

(目的)

第1条 この条例は、基礎雌家畜(以下「貸付家畜」という。)を合併前の小高町における農家に対し無償又は一部負担で貸付けを行い、育成繁殖により家畜の質的改良を図り、畜産の主産地形成を推進することを目的とする。  
(貸付家畜の種類及び貸付対象者)

第2条 貸付家畜の種類は、乳用雌牛及び繁殖雌和牛とし、合併前の小高町における畜産経営農家に対して貸付けをする。

(貸付期間)

第3条 貸付家畜の貸付期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を更新することができる。

(貸付けの決定)

第4条 貸付家畜を貸し付け、又は譲与するときは、南相馬市基礎雌家畜貸付審査会(以下「審査会」という。)に諮り、これを決定する。

(組織)

第5条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 畜産に関し知識及び経験を有する者

(2) 関係団体等の職員

3 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 乳用雌牛及び繁殖雌和牛の貸付けに関すること。

(2) 損害賠償に関すること。

(3) 飼養管理技術指導に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、退職するものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町基礎雌家畜の貸付及び譲与に関する条例(昭和56年小高町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。